

## ソーシャル 360 会 会員規約

ソーシャル 360 会とは、本業を支えるソーシャルメディアのビジネス活用、スターターキットの日を受講されたメンバーで組織される会です。

ソーシャル 360 会を運営する有限会社ザ ワン（以下、「当社」という。）は、利用規約（以下「本規約」という。）を、以下の通り定めます。

### 第1条 目的

本規約は、次条に定める会員の皆さまに、ソーシャルメディアを活用してビジネスに生かすことを目的として、そのノウハウの提供及びソーシャルメディア支援システムを運営、提供する（以下、スターターキットという）

本規約は、当社と会員との一切の関係について適用されます。

### 第2条 定義

支援システム（スターターキット）

本規約に基づきザワンがASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）として会員に提供する、ウェブブラウザを介し、インターネット上で利用するソーシャルメディア運用を効率化する支援ツール。

### 第3条 会員

本規約において「会員」とは、当社の指定する手続きに基づき、本規約を承諾のうえ当社所定の方法にて登録を申し込み、当社がこれを承認した者とします。

当社が「会員」として承認することを不適切と判断した場合、登録を認めない場合があります。

また承認後であっても承認を取り消し、登録の抹消を行う場合があります。

すでに登録されている会員が、重複して「会員」の登録を申し込むことは禁じます。

#### 変更の届出

- 1 会員は、申込情報に変更があった場合には、そのことを速やかに当社に届け出るものとします。
- 2 会員から申込情報の変更に関する届出があった場合には、それ以後、当社からお客様に対する連絡、通知等は、変更先に対して行なわれるものとします。
- 3 当社は、お客様より本条第1項の届出がなく、当社からの通知又は送付書類が変更前の連絡先に到達又は不到達となったことに起因して、お客様及び第三者に対して生じた如何なる損害についても一切の責任を負わないものとします。

当社は本規約を会員に対しての予告なしに改訂できるものとします。

また改訂された本規約は、改訂以前、以後に関わらず全ての会員に対して適用されるものとします。

改訂された本規約については、サイト上あるいは電子メールで告知されるものとします。

### 第4条 年会費金額

年会費 144,000円（税別）円とする。

旧会員

- ・平成25年7月18日以前に申し込みの会員の方は、年会費12,000円（外税）となります。
- ・平成25年7月19日以降、平成28年7月21日以前の会員の方は、年会費36,000円（税別）となります。

#### 第5条 契約期間及び契約の起算日

契約期間 1年間とする。

契約の起算日

会員申し込み確認後、当社より申し込み者に受付案内が通知される。

その受付日付を以て翌月1日を起算日とする。

#### 第6条 年会費の支払い

受付案内日より10日以内（金融機関の休日日を除く）に当社に支払うものとする。

支払い方法

当社販売ページより、カード決済を実行。カード利用されない場合、弊社指定口座に振込み。

#### 第7条 契約期間の継続（更新）

契約満了1ヶ月前迄に、当社へ、脱会旨の連絡なき場合、自動継続となり1年間延長となる。  
以降同様とする。

#### 第8条 契約期間の継続（更新）時の年会費の支払い

継続案内日より、10日以内（金融機関の休日日を除く）に当社に支払いものとする。

支払い方法

初回、自動継続課金カード決済を選択実行された場合、自動処理決済となる。

カード決済以外の場合、弊社指定口座に振込むものとする。

#### 第9条 契約期間中の脱会。

第21条を参照

#### 第10条 途中脱会の年会費の返金について。

返金は行わない。

#### 第11条 契約解除

当社は、会員が会員規則に違反した時、即刻契約を解除することができる。この場合、年会費の返金を行わない。

#### 第12条 ID等

会員は、当社が提供するスタータキットの利用にあたり、当社に登録しているメールアドレス及びパスワード（以下、あわせて「ID等」といいます。）を使用するものとします。

会員は、ID等の使用及び管理について自ら責任を持つものとします。

会員は、自己のID等によりなされた、当社が提供情報にかかる一切の行為及びその結果について当該行為を会員自身が行ったか否か又は会員自身の過失の有無を問わず、自らその責任を負うものとします。

会員は、ID等の盗難もしくは失念があった場合、又はID等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨を届け出ると共に、当社からの指示に従うものとします。

会員は、複数のIDを持つことはできません。万が一、一人の会員が重複して会員登録を行い、複数のIDを持つことが判明した場合には、当社は当該会員の登録を抹消することがあります。

会員が、第三者のID等を不正に利用したことにより、当該第三者又は当社に損害を与えた場合、会員は当該不正使用によって生じた損害を当該第三者又は当社に賠償するものとします。

### 第13条 登録情報

ID等を含む全ての会員の登録情報は当社が保有・管理するものとし、一切他に利用することはありません。

入会の際に申告する登録情報の全ての項目に関して、会員は虚偽の申告をしてはなりません。

住所、電話番号、その他の登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに所定の変更手続きを行うものとします。

### 第14条 会員の禁止事項

会員の以下に該当する、又は該当するおそれのある行為を行うことは禁止とします。

公序良俗に反する行為。

犯罪行為に結びつく行為。

他の会員又は第三者の知的財産権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権・ノウハウが含まれるがこれに限定されない）を侵害する行為。

他の会員又は第三者の財産、信用、プライバシーを侵害又は毀損する行為。

その他、法律に反する行為。

他の会員又は第三者に不利益を与える行為。

他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為。

選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為、及び公職選挙法に抵触する行為。

当社の承認した以外の方法で他の会員又は第三者との間で、売買、贈与及び金銭的な利害の発生する行為。

未成年者に対し悪影響があると判断される行為。

ソーシャル360会の運営を妨げる行為。

当社からの電子メール又は当社のサイト及び当社が運営するサイトの内容の無断転載及び再配布。

その他、当社に不相当と判断された行為

### 第15条 会員間の情報

会員は、自己の責任において良識に従ってソーシャル360会を利用するものとし、その利用に際して、当社、他の会員及び第三者に迷惑をかけないものとします。

ソーシャル360会会員同士でなされた情報の授受、及びそれに付随し行われる行為について当社は

一切責任を負わないものとします。

ソーシャル 360 会を通じて会員同士でなされた情報の授受に関して、当該情報が各種ウイルスに感染していたことにより当社、他の会員又は第三者が損害を蒙った場合、当該情報を掲載した会員はその損害を賠償するものとします。また、当社は当該損害について会員又は第三者に対して一切責任を負わないものとします。

## 第 16 条 電子メールの受・発信

会員として当社と電子メールの受・発信を行う場合、登録内容と同一のメールアドレスを使用するものとします。

登録と異なるメールアドレスにて受・発信を行った場合、当該会員に不利益、損害が発生しても、当社はその責任を負わないものとします。

当社がサイト上に掲載し又は会員に送る電子メール内の情報については、当社が選択及び決定できるものとします。

当社からの電子メールに返信を行う場合、当社指定の方法により返信するものとします。

当社指定の方法と異なる方法にて返信を行った場合、当該会員に不利益、損害が発生しても、当社はその責任を負わないものとします。

会員として発信する電子メールの本文中の記載内容については、会員本人の責任に基づくものとします。

## 第 17 条 ソーシャルメディア活用ノウハウの情報提供について。

当社が会員に提供する情報は、案内指示に基づき年会費を当社に支払い後利用できる。後日利用案内が電子メールで案内する。

当社が会員に提供は、これの完全性、正確性、有用性及び合目的性に対し、当社は保証義務等一切負わないものとします。

提供された情報に起因する損害（身体的、精神的、財産的損害を含む）が会員に発生した場合、会員と出展元の当事者間で直接解決を図るものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 18 条 サイトの免責等

当社は、クチコミや掲示板への投稿及びメールの交換を含む会員同士の情報交換について、調査・管理・削除する権利を持ちますが、調査・管理・削除義務は負わないものとします。

当社は、サービスの提供の状態、アクセスの可能性、使用の状態について、最大の努力はいたしますが、保証はできません。

当社は会員同士、会員と第三者、あるいは第三者同士のトラブルに対して、一切の責任を負わないものとします。万一、トラブルが発生した場合、当社を含まない当事者同士で解決するものとします。

当社の提供するサービスに関して紛争が生じ、当社が会員又は第三者からクレームを受け、裁判所において損害賠償その他の責任を認める裁判が下され、その支払いに応じた場合には、当社は、当該トラブルの原因を作出した会員に対し、当該紛争にかかる一切の費用（損害賠償金、訴訟費用及び弁護士費用を含む）を請求できるものとします。

本サイトに接続が困難、不可能、あるいは一部又は全部のサービスが不完全、又は完全に提供されない場合、当社はこれの責任を一切負わないものとします。

また本サイトに接続できる会員は当該障害について当社に対して一切の責任の追及ができないものとします。

当社の提供するサービスに関する全ての紛争は、トラブルの内容に関わらず、管轄裁判所は、当社所在地を管轄する裁判所とします。

## 第19条 脱会

脱会する場合、登録氏名、住所、電話番号、メールアドレスを記入の上、毎月末日を起算日として1ヶ月前迄に脱会ページより当社へ通知するものとする。

その通知を以って脱会受付案内を登録メールアドレスに当社より通知する。

## 第20条 スターターキットの利用規約

本利用規約は、当社が提供するソーシャルメディアスターターキット（以下、スターターキットという）は、ホームページへの集客を目的として開発、集客にかかせないソーシャルメディアに対応した集客支援ツールです。ソーシャル360会、会員に提供するものです。

### 1) スターターキット

当社は本規約に定める条件にてスターターキットの提供を行い、お客様は本規約にてこれを利用するものとします。

### 2) 定義

#### 1 「スターターキット」

本約款に基づきザワンがASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）としてインターネット上で利用する集客支援ツール。

#### 2 「お客様」

本約款をご承諾の上、ザワン所定の手続きに従いスターターキットのご利用を申し込んだ個人、法人。

#### 3 「ID」

お客様を識別するためにザワンが付与する英数字、記号を組み合わせた符号

#### 4 「パスワード」

IDと組み合わせて、お客様を識別するためにザワンが付与する英数字、記号を組み合わせた符号

#### 5 「ウェブブラウザ」

インターネットに接続されたコンピューターとの間で情報を送受信しウェブページを閲覧する機能を備えたソフト

#### 6 「ISP」（インターネット・サービス・プロバイダ）

電話回線やデータ通信専用回線（光ファイバー等）を通じて、コンピューターをインターネットに接続させる業者

### 3) 権利義務譲渡

お客様は、本約款に定める権利義務を第三者に譲渡又は担保に提供することができないものとします。

### 4) スターターキットの利用開始

- 1 スターターキットは、本契約の成立後、当社からお客様に対して通知するサービス開通案内を発信した時から利用可能となります。
- 2 ザワンは、ソーシャル 360 会の契約が成立したお客様に対して、スターターキットをご利用の際に必要な管理用の ID とパスワードを、当社の定める方法で通知します。

### 5) スターターキットの利用期間

スターターキットの利用期間は、ソーシャル 360 会の契約期間内とします。

### 6) ID・パスワード等の自己管理

- 1 当社がお客様に対して発行した ID 及びパスワードについては、お客様の責任において適切に管理するものとします。
- 2 当社は、第三者が何らかの手段でお客様の ID 及びパスワードを入手して、これを不正に使用したためにお客様又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社がお客様が、弊社代理店に ID 及びパスワードを知らせ、スターターキットの利用代行を依頼した場合、生じた損害については一切の責任を負わないものとします。

### 7) スターターキット利用のための設備設定・維持

- 1 お客様は、自己の責任と費用をもって、お客様設備を設定し、お客様設備及びスターターキット利用のための環境を維持するものとします。
- 2 お客様は、スターターキットを利用するにあたり、自己の責任と費用をもって、ISP を利用してお客様設備をインターネットに接続するものとします。
- 3 お客様設備、前項に定めるインターネット接続並びに本システム利用のための環境に不具合がある場合には、当社がお客様に対してスターターキット提供の義務を負わないものとします。
- 4 ザワンは、当社がスターターキットに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合には、お客様がスターターキットの利用に際して提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行なうことができるものとします。

### 8) 禁止事項

- 1 お客様は、当社が提供するスターターキットの利用に際して、以下の各号に掲げる行為を行わないものとします。これらの行為によって損害を被った場合これを賠償するものとする。
  - (1) スターターキット提供設備に過大な負荷を与える等の不正アクセス行為
  - (2) 本約款に基づき当社から提供されたものを第三者に貸与、譲渡、担保設定又は使用させる行為
  - (3) 本約款に基づき当社から提供されたものを複製、改変、編集又は頒布する行為
  - (4) 本約款に基づき当社から提供されたものを悪用する行為又は当社が許諾した以外の目的で使用する行為

- (5) 当社又は第三者の著作権、商標等の知的財産権を侵害し又は侵害するおそれのある行為
  - (6) 当社又は第三者を誹謗中傷し若しくは信用名誉を毀損する行為又はプライバシーを侵害する行為
  - (7) 当社又は第三者の財産を侵害し又は事業営業活動を妨害する行為
  - (8) その他法令に違反し又は公序良俗に反する行為
- 2 お客様は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

## (9) 秘密情報の取扱い

1 当社は、お客様より、スターターキットの利用にあたって提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、お客様が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に、開示又は漏洩しないものとします。但し、お客様より予め承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) お客様より開示を受けた際、すでに当社が自ら保有又は正当な権限を有する第三者から合法的に入手していた情報
  - (2) お客様より開示を受けた際、すでに公知であった情報
  - (3) お客様より開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
  - (3) お客様より開示を受けた後、当社が独自に開発した情報
  - (4) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前項の定めにかかわらず、当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限のある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し、開示することができるものとします。
- この場合、当社は、関係法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨をお客様に通知するものとし、開示前に通知を行なうことができない場合は、開示後に速やかにこれを行なうものとします
- 3 当社は、秘密情報の取扱いについて、管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 4 当社は、お客様より提供を受けた秘密情報は、スターターキットの遂行目的の範囲内でのみ使用します。
- 5 各前項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第17条所定の業務委託先に対して、委託のために必要な範囲で、お客様からの事前の承諾を受けることなく、秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当社は業務委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

## 10) お客様情報の取扱い

- 1 当社は、スターターキットの利用にあたってお客様より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を、スターターキット遂行目的の範囲内のみで使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
- 2 前項の個人情報の取扱いについては、前条の第2項ないし第5項の規定を準用するものとします。

## 11) 業務委託

当社は、スターターキットの提供に関する業務の全部又は一部を、お客様の承諾なしに第三者に委託できるものとします。その場合には、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

#### 1 2) 情報等の保管及び消去

- 1 当社は、お客様がスターターキットを利用して登録した情報について、スターターキット提供設備等の故障等により滅失した場合に復元する目的で、これを別に記録して一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。
- 2 当社は、お客様がスターターキットを利用することによって生ずる通信記録を、一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。また、当社は当該情報の開示請求を受けるとはなりません。
- 3 当社は、お客様がスターターキットを利用して登録した情報について、本契約が解除された場合には、解除日の翌日以降にすべての情報を消去できるものとします。
- 4 当社は、本条第3項による登録情報の消去によりお客様及び第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 1 3) 設備の障害等

- 1 当社は、スターターキット提供設備について障害があることを知ったときは、直ちにお客様にその旨を通知するものとします。
- 2 当社は、スターターキット提供設備について障害があることを知ったときは、直ちにスターターキット提供設備を修理又は復旧します。
- 3 当社は、スターターキット提供設備に接続するザワンが借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する I S P 等に修理又は復旧を指示するものとします。
- 4 上記のほか、スターターキットに不具合が発生した場合には、お客様及びザワンはそれぞれ直ちに相手方に通知し、両者協議の上、各自の行なうべき対応措置を決定してそれを実施するものとします。

#### 1 4) システムの中止

- 1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、スターターキットの提供を中止することがあります。
  - (1) 当社が、定期的若しくは緊急にシステム保守を行なう場合
  - (2) 当社のスターターキット提供用設備若しくは当社の利用する I S P その他電気通信事業者の設備などの保守又は工事の作業上やむを得ない場合
  - (3) 天災、事変、その他緊急非常事態が発生し若しくは発生するおそれがあり、復旧作業又は予防対策上やむを得ない場合
  - (4) 当社がスターターキットの運用の全部又は一部を中止することが望ましいと判断した場合
- 2 当社は、前項において定めるスターターキットの中止を行なう場合には、お客様に事前に通知いたします。但し、緊急を要する場合には、お客様への事前通知を省略することがあります。
- 3 当社は、本条第1項において定めるスターターキットの提供の中止によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

### 1 5) システムの停止

- 1 当社は、お客様について前条第1項各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、お客様に対するスターターキットの提供を直ちに停止する場合があります。
- 2 お客様は、前項において定めるところによりスターターキットの提供が停止された間についても、すでに当社にお支払いになった所定の料金等の返金を受けることはできないものとします。
- 3 当社は、本条第1項において定めるスターターキットの提供の停止によりお客様及び第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

### 1 6) システムの変更及び一部廃止

- 1 当社は、業務上その必要があると客観的に判断したときは、提供しているソフトウェアの改廃を含め、お客様に対して現に提供しているスターターキットの内容を変更又は一部の廃止をすることがあります。
- 2 当社は、前項において定める本システムの内容の変更又は一部廃止をする場合には、事前にその内容をお客様に通知いたします。
- 3 当社は、本条第1項において定める本システムの内容の変更又は一部廃止によりお客様及び第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

### 1 7) システムの廃止

- 1 当社は、業務上その必要があると客観的に判断したときは、提供しているソフトウェアの廃止を含め、お客様に対して現に提供しているスターターキットの全部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項において定めるスターターキットの廃止を行なう場合には、事前にその内容をお客様に通知いたします。
- 3 当社は、本条第1項において定めるスターターキットの廃止によりお客様及び第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

### 1 8) ザワンの責任

- 1 当社は、当社の推奨環境において機能するようスターターキットを提供するものとします。  
なお、本システム利用の結果、必ずしもお客様の目的に適合した完全、正確、確実又は有用な結果ではない場合も起こりえます。その際、スターターキットがお客様の事業に役立つよう、当社はお客様と誠心誠意、次善策を検討することとします。
- 2 スターターキットの利用に際して、お客様は、登録した情報の一部でも破損しないよう、取り扱いには十分に注意するものとします。もし、スターターキットの欠陥のためにこのような事態が起こった場合には、当社は、その復旧に努めることとします。

### 1 9) 免責

- 1 当社は、スターターキットの利用に際してお客様又は第三者に損害が生じた場合、当社又は当社の業務委託先において故意又は重過失がある場合は、責任を持って対処するものとしますが、その他の場合は責任を負わないものとします。
- 2 スターターキットの利用に際して、お客様が、故意又は重過失により当社又は第三者に対して損害を与えた場合には、お客様は損害の賠償をするものとします。

- 3 スターターキットの利用に際して、お客様と第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、自己の費用負担と責任において当該紛争を解決するものとし、当社は可能な範囲で資料の提供等を行うこととします。

#### 1 9) 損害賠償責任

当社は、スターターキットに関連してお客様又は第三者に損害を与えた場合で、前条第1項により責任を負う場合においては、現実に発生した直接の損害の範囲においてご契約期間1月分の利用料金を上限として賠償責任を負うものとし、

#### 2 0) 権利帰属

スターターキットの提供に際して、当社がお客様に提供するソフトウェア等のプログラムその他の著作物に関する著作権その他一切の知的財産権は、ザワン又は正当な権利を有する第三者に独占的に帰属し、お客様は、当該権利者の許諾する範囲でこれを使用することができるものとし、お客様に譲渡又は本約款その他個別の契約に定める以上に使用を許諾するものではありません。

#### 2 1) 情報等の通知

- 1 当社は、スターターキットの利用上必要と判断される、本システムの中止、停止、変更及び一部廃止、廃止に関する事、その他の情報等について、本システムのウェブページへの掲載、電子メールの送信、書面の郵送（メール便を含む）、ファクシミリの送信のいずれかの方法により、お客様に通知するものとし、但し、緊急を要する場合には、当社が適当と認める方法により通知を行なうものとし、
- 2 ウェブページへの掲載による通知の場合には、掲載された時をもって通知が完了したものとみなします。
- 3 電子メールの送信による通知の場合には、当社に届け出たお客様のメールアドレス宛に発信した時をもって通知が完了したものとみなします。
- 4 書面の郵送による通知の場合には、当社に届け出たお客様の住所宛に書面を発信した時をもって通知が完了したものとみなします。
- 5 ファクシミリの送信による通知の場合には、当社に届け出たお客様のファクシミリ番号宛に発信した時をもって通知が完了したものとみなします。
- 6 当社は、本条第1項に定める方法により、当社からお客様に対しての通知が到達又は不到達となったことに起因して、お客様又は第三者に対して生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとし、

#### (2 2) 利用規約の改定

- 1 当社は、以下の各号に掲げる方法により利用契約約款の内容を改定することがあります。
  - (1) 本契約の内容は、改定された利用契約約款の実施の日から、改定された利用契約約款の内容に従って変更されるものとし、
  - (2) 当社はお客様に対して実施する日を定めて改定内容を通知するものとし、
- 2 なお、改定内容を通知した後14日を経過してもお客様から本契約を解除する旨の申し出がなかった場合には、同日をもって、お客様が改定内容を承諾したものとみなします。

## 第21条（疑義）

本約款に定めのない事項又は本約款の条項の解釈等についての疑義が生じた場合は、お客様と当社との間で互いに誠意をもって協議してこれを解決するものとします。

## 第22条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

## 第23条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所とします。

## 第34条（付随事項）

ご契約窓口が弊社代理店で、条項中の一部を、「ザワン」とあるのを「弊社代理店」と読み替えるものとする。

## 付則

この規約は平成29年8月2日から施行します。

有限会社 ザワン

三重県三重郡菰野町菰野1639-51